### 事例番号:270117

# 原因分析報告書要約版

産 科 医 療 補 償 制 度 原因分析委員会第六部会

## 1. 事例の概要

1) **妊産婦等に関する情報** 初産婦

2) 今回の妊娠経過

全身性エリテマトーテ、ス合併妊娠、経過安定 胎児推定体重:妊娠33週1884g(-1.0SD)、38週6日2557g(-1.2SD)

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 4 日

10:00 陣痛開始

11:30 妊産婦より当該分娩機関に連絡あり、看護スタッフは来院するよう 説明

### 4) 分娩経過

妊娠 39 週 4 日

- 12:30 頃 当該分娩機関連絡後、痛み増強、体動困難、救急車要請 救急車乗車直後頃に破水(血性)(破水時刻 13:00)
- 13:10 当該分娩機関へ救急車到着
- 13:15 分娩室入室、羊水混濁あり、緑黄色
- 13:17 出血あり、1cm×2cm 大の凝血混入
- 13:18 子宮口全開大、児頭位置 Sp +3cm
- 13:19 排臨状態、分娩監視装置での胎児心拍聴取できず
- 13:22 [医師]超音波断層法実施、全く心臓が動いておらず胎児心拍確認できず、胎盤肥厚(-)、後血腫(-)、上席医師に連絡
- 13:26 [上席医師]超音波断層法実施、胎児心拍(-)、後血腫(-)、常位胎

盤早期剥離は否定的な印象

- 13:32 小児科医に連絡、小児科医到着次第すぐに吸引分娩で急速遂娩の方針、吸引分娩準備
- 13:34 小児科医到着、会陰切開後すぐに児娩出臍帯巻絡頸部4回、羊水混濁あり

胎盤病理組織学検査:羊膜絨毛膜に好中球浸潤が認められる。炎症像は羊膜に及んでおりⅢ度の急性絨毛膜羊膜炎の所見

### 5) 新生児期の経過

- (1) 在胎週数:39 週 4 日
- (2) 出生時体重:2170g
- (3) 臍帯動脈血ガス分析値:pH 6.865、PCO2 108.7mmHg、PO2 12mmHg、

 $HCO_3^-$  19. 6mmol/L, BE -14mmol/L

- (4) アプガースコア:生後1分1点、生後5分3点、生後10分3点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、胸骨圧迫、気管挿管、アドレナリン投与
- (6) 診断等:出生当日 低酸素性虚血性脳症 Sarnat 分類Ⅲ度
- (7) 頭部画像所見:生後 17 日 頭部 MRI「大脳広汎に嚢胞変化を認め、中心溝周 囲および半卵円にのみ筋状に実質が残存してい る、基底核も嚢胞変化を認め萎縮し一部出血を 認め代償性の脳室拡大を認める、小脳は虫部、半 球ともに著明に萎縮している」

#### 6) 診療体制等に関する情報

- (1) 診療区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 2 名、小児科医 1 名

看護スタッフ:助産師4名

### 2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症であると考える。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性があ

- (3) 胎児低酸素・酸血症は、妊娠 38 週 6 日の妊婦健診以降、妊娠 39 週 4 日に入 院するまでの間に起こったと考えられ、特に陣痛が開始した妊娠 39 週 4 日 の午前 10 時前後以降に発症した可能性が高い。

### 3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は基準内である。

### 2) 分娩経過

- (1) 妊娠 39 週 4 日午前 11 時 30 分の妊産婦からの「5 分おきくらいになった」 との連絡に対して、胎動、破水の有無の確認などを行い、来院を指示したことは一般的である。
- (2) その後の、救急車到着予定の連絡に対して、医師に報告し、救急外来で助産 師が待機して、妊産婦到着後分娩室に速やかに搬送したことは適確である。
- (3) 分娩監視装置により胎児心拍が聴取できない状態を確認し、一医師が超音波断層法を実施後、上席医師に連絡したなどの入院後の一連の診療は一般的である。
- (4) 超音波断層法においても胎児心拍が確認できない状態で、小児科医師に連絡し、応援を求めたこと、急速遂娩の準備を行ったことは一般的であるが、 小児科医到着まで急速遂娩を実施しなかったことは、選択されることは少 ない対応である。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を行ったことは適確である。

#### 3) 新生児経過

出生直後の対応(バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管挿管、脳低温療法など)は一般的である。

### 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

なし。

- 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項なし。
- 3) わが国における産科医療について検討すべき事項
- (1) 学会・職能団体に対してなし。
- (2) 国・地方自治体に対してなし。